

(参照条文)

官公需についての中小企業者の受注の 確保に関する法律(抄)

〔 昭和 4 1 年 6 月 3 0 日 〕
〔 法 律 第 9 7 号 〕

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第 4 条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和 2 2 年法律第 3 4 号）第 2 0 条第 2 項に規定する各省各庁の長、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第 1 項の方針の要旨を公表しなければならない。